

豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、安全運転支援装置を購入及び設置する高齢者（以下「補助対象者」という。）に対し、その購入及び設置（以下「補助対象事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者

(2) 第6条に規定する補助金の交付申請をする日の属する年度の3月31日現在で満65歳以上となる者

(3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許

証」という。)を保有する者

- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (5) 自動車税及び市税の未納がない者
- (6) 転売等を目的として安全運転支援装置を設置しない者
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
- (8) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
- (9) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、販売及び設置事業者から説明を受けた者
- (10) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (12) 装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
 - イ その病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許を返納したとき。
 - ウ その他市長が認めたとき。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付 32,000円
 - (2) 障害物検知機能なし 16,000円
- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費には、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

4 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業に着手する前に、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 自動車運転免許証の写し

(3) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用の見積書の写し（申請者と安全運転支援装置の設置に係る契約を締結した者（以下「施工業者」という。）の発行したものに限る。）

(4) 安全運転支援装置の機能が確認できる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の交付決定のあった日の属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金実績報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 施工業者が発行する安全装置の名称、補助対象経費、設置日が確認できる書類の写し

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められると

きは、豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助対象者は、前条による額の確定通知書を受領後、速やかに豊明市後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書（様式第5号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

（検査等）

第11条 市長は、補助対象者に対し補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、助成を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

（2） 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。